

北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに関する有識者会議 開催要綱

1 目的

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、北九州市において策定(見直し)を行う「北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「行動計画」という。)に関して、広く有識者から意見を聴取するため、「北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しに関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を開催する。

2 構成員の役割

有識者会議の構成員は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1)北九州市における新型インフルエンザ等対策に関すること
- (2)その他行動計画の見直しに関し、特に必要と認められること

3 構成員

有識者会議の構成員は、新型インフルエンザ等対策について識見や専門的知識を有する者のうちから、市長が選任する。

構成員の任期は、選任した日から令和8年3月31日までとする。

なお、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営

有識者会議の運営は、次のとおりとする。

- (1)有識者会議に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- (2)座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- (3)座長は、有識者会議を招集する。
- (4)座長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5)座長に事故がある場合には、構成員のうちから座長があらかじめ指名した者が代理する。

5 その他

- (1)有識者会議の庶務は、保健福祉局健康危機管理課で処理する。
- (2)この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

付則

- 1 この要綱は、令和7年7月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。